

第4章 生活関連施設および生活関連経路の選定と

重点整備地区の区域

1.生活関連施設選定の考え方

(1) 生活関連施設について

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」(法第2条 第1項 第21号イ) のことであり、基本構想においてバリアフリー化を図るべき施設です。該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたります。

また、重点整備地区内には、生活関連施設のうち特定旅客施設(1日平均利用者が5,000人以上の駅)又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものが概ね3以上所在する必要があります。さらに、幅広い利用者が見込める比較的大規模な近隣公園、地区公園、総合公園等も対象とします。

【星ヶ丘駅・村野駅地区における生活関連施設】

施設名	概要
星ヶ丘駅	乗降客数：5,371人/日 構内移動：階段・地下通路と臨時スロープを利用。(改札⇄枚方市方面ホーム)
村野駅	乗降客数：5,980人/日 構内移動：階段・地下通路を利用。(改札⇄枚方市方面ホーム) 周辺状況：隣接する元村野中学校跡地に府立支援学校の整備計画がある。
サプリ村野	サプリ村野は、旧村野小学校の施設を平成13年から概ね10年間を目途に、子育て支援施設「ひろばサプリ」や図書館村野分室、NPOやボランティア団体、地元等の活動の場として暫定利用している。 恒久的な施設として活用していくため、「市民活動の支援」「読書活動の支援」「庁舎の補完的な機能」として活用していくという基本的な考えに基づいて、平成25年度の新施設の供用開始を予定している。

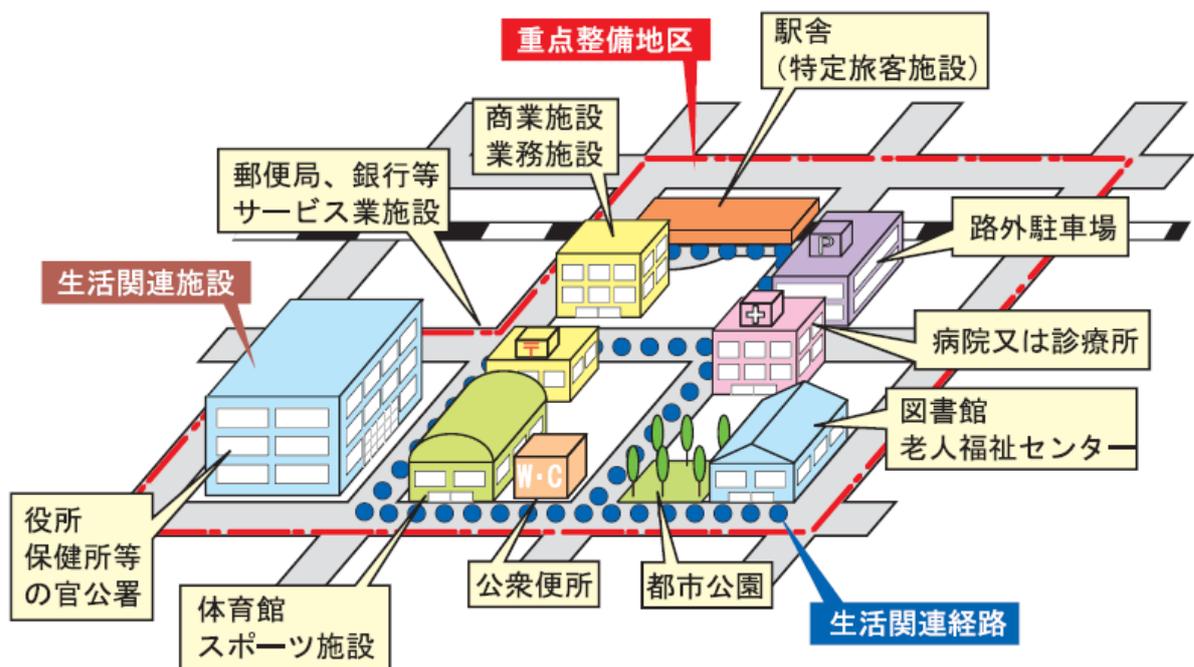
乗降客数：枚方市統計資料(H21版)

2.生活関連経路選定の考え方

(1) 生活関連経路について

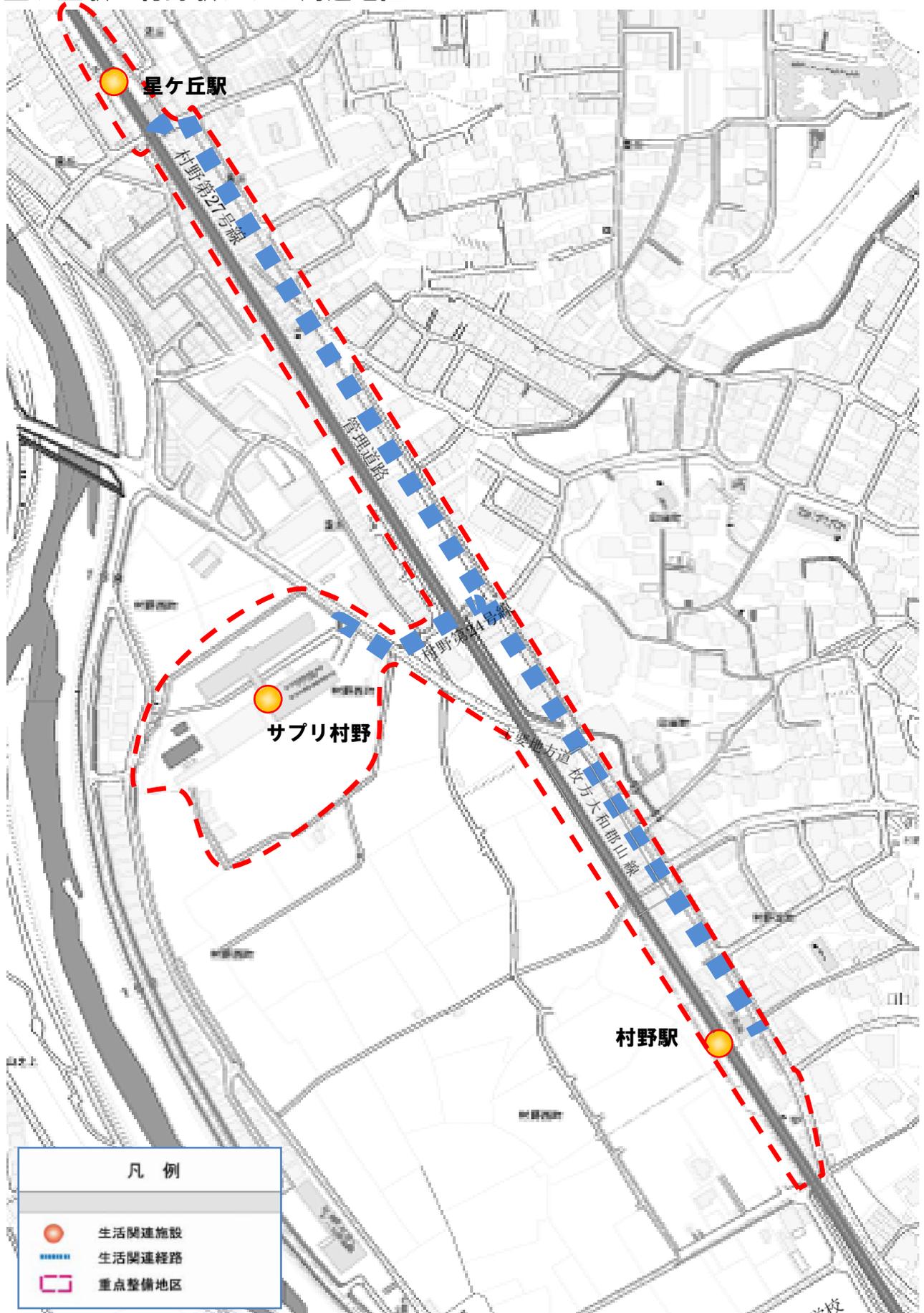
生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」(法第2条 第1項 第21号ロ)のことであり、基本構想においてバリアフリー化を図るべき施設です。生活関連施設の間を結ぶ道路、駅前広場のほか、建築物等における敷地内通路も生活関連経路とすることができます。

生活関連経路は、生活関連施設間を結ぶ主要な経路とし、都市計画道路に設定されているなど地区の将来性も考慮して選定します。



重点整備地区のイメージ

星ヶ丘駅・村野駅および周辺地区



凡例	
	生活関連施設
	生活関連経路
	重点整備地区